



平成31年度予算のお知らせ

平成31年2月20日に開催された第124回組合会において、平成31年度事業計画及び収支予算が承認されました。

保険料率は、前年度と同じ健康保険料率10.2%、介護保険料率1.6%とします。平成31年度予算については、高齢者医療制度への拠出負担（納付金）が前年度より約2億8,000万円増額し、また、医療費についても引き続き高い水準であることが予想されることから、経常収支マイナス約3億8,000万円と、大変厳しい状況となりました。不足分については、繰越金の他、財産の繰入により対応していく計画です。

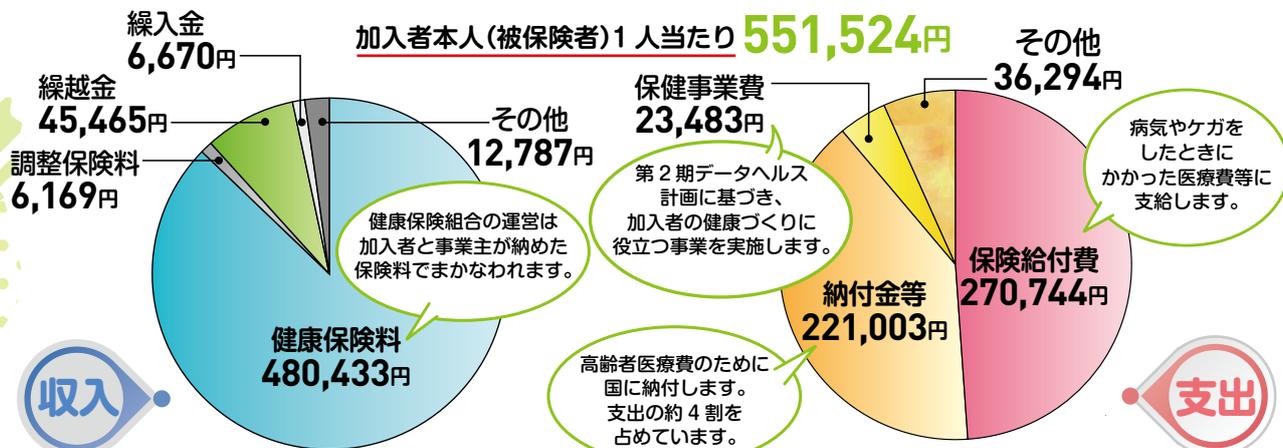
本年10月に、消費税が10%へ引き上げられ、高齢

化等の問題を抱えた社会保障への対策が講じられることとなりますが、健保組合、健保連が政府に求めてきた、現役世代に過重な納付金の負担構造改革は、依然として見送られております。

このようななか当健保組合は、加入者の皆様の健康づくりの支援を行い、「加入者の皆様の健康で心豊かな生活を守る」使命を果たすべく、「データヘルス」に基づく保健事業を中心に、少しでも医療費の節減につながるよう努力してまいります。

皆様におかれましても、当健保組合の保健事業をぜひ積極的にご利用いただき、健康管理に努めてくださいますようお願い申し上げます。

加入者本人（被保険者）1人当たりで見ると平成31年度の予算



ホームページ「健康フォトギャラリー」の写真を募集中です。

お送りいただいた写真は「健康フォトギャラリー」に掲載します。掲載された方には記念品をプレゼントします。写真のテーマは家族や自然、食、趣味等、特に限定せず幅広く募集します。年に一度（11月頃）、お送りいただいた写真の中からトップ賞を選定し、ホームページのトップページに掲載します。トップ賞の方にはNツアー旅行券5千円分をプレゼントします。

応募方法

kouhou@ja-saitama-kenpo.or.jpに写真を添付しお送りください。

メールの本文には

- ①投稿者名 ②保険証記号番号 ③事業所名 ④ニックネーム
- ⑤写真のタイトル ⑥一言コメントを記載してください。





保健事業のご案内

健康づくりに役立つ
保健事業を
ご案内します。



当健保組合では皆様の健康の保持増進のため、
さまざまな保健事業等を実施しておりますので、ぜひご利用、ご参加ください。

健康づくりイベント	時期	
健康チャレンジ表彰	10月～11月	ウォーキング、食生活等の各コースの目標達成に向けて、2カ月間チャレンジし、目標を達成した方に記念品を進呈します。
バスハイキング	6月1日(土)	埼玉県内各地にバスの発着所を設け、 国営ひたち海浜公園へハイキングに出かけます。 
秩父路峠道ウォーキング	秋頃	秩父鉄道野上駅から波久礼駅までの山道を歩きます。山道の途中でみかん狩りを行います（健保連埼玉連合会が主催）
ゴルフ大会	10月上旬 予定	ゴルフ大会を実施します。 

健康診断等	時期	
人間ドック・脳ドック・ 肺ドック・PET がんドック	通年	40歳以上の加入者と35歳および38歳の加入者本人に人間ドック受診費用を助成します。 契約病院については次ページをご覧ください。
家族すこやか 40 健診	通年	40歳以上の加入者家族（被扶養者）、任意継続被保険者にご利用いただけます。基本項目の費用を助成します。
新規 巡回レディース健康診断	通年	35歳以上40歳未満の加入者家族にご利用いただけます。
郵送がん検診	通年	40歳以上の加入者に、郵送によるがん検診の費用を助成します。がん検診の受診機会を提供し、早期発見によりがん死亡を減少させることを目的に実施します。

施設利用	時期	
契約保養施設の利用	通年	株農協観光その他指定施設を利用した加入者に、1泊につき3,000円を助成します。（限度額 1家族24,000円）

詳細は実施時期に合わせてご案内します。

その他の保健事業についてはホームページをご覧ください

<http://www.ja-saitama-kenpo.or.jp>



メールマガジンでは健康情報、保健事業の開催案内等を定期的に配信します。
ホームページからご登録いただけます。QRコードからでも登録ができます。





人間ドックのご案内

当健保組合では、下記契約病院で人間ドックを実施しています。31年度対象になる方はどうぞご利用ください。

(1) 対象者

① 40歳以上の加入者（被保険者・被扶養者） ② 35歳・38歳の加入者本人（被保険者）（人間ドックのみ）

(2) 助成金一人 29,000円（年度内1回限り）

健診料金から助成金を引いた額が、受診者の負担額となります。負担分は、各病院窓口にて、当日お支払いください。申し込み等詳細は人間ドック実施要項をご覧ください。

	契約病院名（所在地）	健診種別	料金（消費税別）	乳がん・子宮がん検診実施方法
①	熊谷総合病院（熊谷市）	人間ドック	35,700円	乳がん検診は基本項目に含む 子宮がん検診はオプション検査
		脳ドック※	30,000円	実施なし
		肺ドック	34,000円	実施なし
		PETがんドック	120,000円	実施なし
②	新久喜総合病院 （久喜市）	人間ドック	34,000円	オプション検査
		脳ドック	37,500円	実施なし
		肺ドック	34,000円	実施なし
③	東松山医師会病院 （東松山市）	人間ドック	男性 35,399円 女性 40,463円	基本検査に含む
④	行田中央総合病院 （行田市）	人間ドック	33,400円	オプション検査
		脳ドック	35,020円	オプション検査
⑤	さいたま北部医療センター （さいたま市北区）	人間ドック	40,000円	オプション検査
⑥	埼玉メディカルセンター （さいたま市浦和区）	人間ドック	男性 37,509円 女性 41,444円	基本検査に含む
⑦	済生会栗橋病院（久喜市）	人間ドック	34,000円	オプション検査
⑧	石心会さやま総合クリニック （狭山市）	人間ドック	41,500円	オプション検査
		脳ドック	50,000円	実施なし
⑨	深谷寄居医師会メディカルセンター （深谷市）※31年度新規	人間ドック	35,000円	オプション検査
⑩	川口市立医療センター （川口市）	人間ドック	40,000円	オプション検査
		脳ドック※	47,593円	実施なし
⑪	TMGサテライトクリニック 朝霞台（朝霞市）	人間ドック	40,000円	オプション検査
⑫	戸田中央 総合健康管理センター （戸田市）	人間ドック	45,000円	基本検査に含む
⑬	三井病院（川越市）	人間ドック	35,000円	オプション検査
⑭	岡村記念クリニック （日高市）	人間ドック	40,000円	乳がん検査はオプション検査 子宮がん検診は実施なし
⑮	秩父病院（秩父市）	人間ドック	36,500円	オプション検査
⑯	八潮中央総合病院（八潮市）	人間ドック	37,000円	オプション検査
⑰	吉川中央総合病院（吉川市）	人間ドック	36,000円	乳がん検査はオプション検査 子宮がん検診は実施なし
⑱	三郷中央総合病院（三郷市）	人間ドック	36,000円	オプション検査

※ 熊谷総合病院・川口市立医療センターの脳ドックは胸部X線・眼科系・聴力検査等は実施しておりませんのでご注意ください。



加入者の住所管理事務の開始について

平成 31 年度から、健康保険法施行規則に基づき、住民基本台帳ネットワークによりみなさまの住所情報を取得し、保有、管理を開始いたします。

住所情報は、現在、事業所経由で行っている保健事業等の通知、案内の一部について、自宅宛に郵送することに活用します。住所管理は平成 31 年 4 月から開始し、通知、案内の一部への活用については順次実施します。

なお、住所管理の開始に伴い、平成 31 年 4 月以降に住所の変更が生じた場合は、「健康保険住所変更届」を、事業主を経由し当健保組合へ提出してください。

ご家族（被扶養者）が就職されたときなどは 保険証のご返却をお願いいたします

被扶養者となっているご家族が次のようなケースに当てはまるときは、被扶養者ではなくなります。ご家族が被扶養者の資格にあてはまらなくなったら、「被扶養者（異動）届」に該当者の「保険証」を添え、該当した日から 5 日以内に当健保組合に届け出てください。

※「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの被扶養者は、あわせて返却してください。

たとえば、次の場合、被扶養者の資格からはずれません

▶▶ 就職・他の健保組合に加入した

- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- 短時間で働く被扶養者が、パート先で被保険者になった※。



※パート先で被保険者になる場合

平成 28 年 10 月から、短時間で働く方（学生を除くパート・アルバイト等）が社会保険の加入対象となりました。下記すべてに該当する場合は勤め先の健康保険の被保険者となります。

- 雇用期間が 1 年以上見込まれる
- 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上
- 月の所定内賃金が 88,000 円以上
- 勤め先の従業員数が 501 人以上
(平成 29 年 4 月から 500 人以下でも労使合意により適用拡大が可能)

▶▶ 収入額が変わった

- 被扶養者の年収が 130 万円※以上見込まれることになった、または被保険者の収入の 1/2 以上になった。



※60 歳以上または障害がある場合は年収 180 万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。

- 共働き夫婦が子どもを共同で扶養する場合、被扶養者を扶養する被保険者の収入が配偶者より少なくなった(原則として年間収入が多いほうの被扶養者になる)。

▶▶ 仕送りをやめた・少なくした

- 別居している被扶養者への仕送りをやめたときや仕送り額が被扶養者の収入を下回った。

▶▶ 75 歳になった

- 被扶養者が 75 歳※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。

※65 ~ 74 歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

▶▶ 別居した

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族※が、被保険者と別居した。

※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(三親等内)は同居でなければ被扶養者として認定されません。

ご注意ください!

被扶養者の資格がなくなると、当健保組合の保険証を使用することはできません。もし、誤って使用した場合には、当健保組合へ医療費を返還していただく場合がありますのでご注意ください。